公開用

令和7年4月30日

仕　様　書

案件番号	14

納入期限	質疑書提出期限 ※持参又はFAXに限ります	同等品選定期限	見積書提出期限	地域要件
令和7年5月30日	令和7年5月2日　正午		令和7年5月13日 午後4時	市内業者

案件名　国民健康保険税パンフレットの印刷

納入場所 国民健康保険課

番号	品　名	仕様	数量	単位
1	国民健康保険税パンフレット	別紙印刷製本仕様明細書のとおり	11,000	部
2				
3				
4				
5				

（特記事項）

※本件は、所沢市競争入札参加資格者名簿に記載されている者で、且つ「印刷」の業種を希望業種として登録している者のみ見積書の提出が可能です。なお、印刷製本の請負については、自社設備での印刷を原則としています。
※本件は郵送での見積書提出が可能です。見積書提出期限までに必ず契約課に届くよう、時間に余裕をもって郵送するようお願いします。なお、郵便事情による配達遅延等で提出期限までに届かず、提出期限日までに契約課で受理できなかった見積書は無効となりますので、郵送にあたってはご注意ください。

発注課	担当者	電話	FAX
国民健康保険課	矢澤	04-2998-9131	04-2998-9061

印刷製本仕様明細書

種　類	☐ 冊子　☐ ポスター　☑ パンフレット　☐ チラシ・リーフレット ☐ 連続用紙　☐ 伝票　☐ 封筒　☐ その他（　　）				
担当部署	国民健康保険課	担当者	矢澤	TEL	04-2998-9131

1 品　名	国民健康保険税パンフレット	
2 製作部数	11,000　部	
3 規　格	仕　上	A4　判　8　頁
	（封筒）	サイズ:　厚さ:
		窓: ☐ 有（種類　　）☐ 無　糊: ☐ 有（種類　　）☐ 無
	特記事項	
4 表　紙（冊子等）	紙　質	普通紙　厚　さ　A　判　57.5 kg　色
	色　数	色　背文字　☐ 有　☐ 無　表2印刷　☐ 有　☐ 無
	表3印刷	☑ 有　☐ 無　表4印刷　☑ 有　☐ 無
	特記事項	見本のとおり。フルカラー。
5 構　成	紙　質	普通紙　厚　さ　A　判　57.5 kg　色
	色　数	色　組　方　☐ 縦組　☐ 横組
	文　字	ポイント　文字数　字 × 頁
	写　真	点（原稿　☐ 写真　☐ ネガ　☐ データ）
		※デジタルカメラで撮影した場合は、光沢紙によるプリントも提出すること。
	イラスト	点（原稿　☐ 有　☐ 無）
	表・グラフ	点（原稿　☐ 有　☐ 無）
	中　扉	枚（色　厚さ）
	特記事項	見本のとおり。フルカラー。
6 製本・加工		☐ 無線綴じ　☐ あじろ綴じ　☑ 中綴じ　☐ 平綴じ　☐ 綴じ穴 ☐ 化粧断ち　☐ 折り（　項折り）　☐ その他（　）
	特記事項	
7 原　稿	引渡日	令和　7　年　5　月　15　日
	原　稿	☑ データ　☑ ダイレクト(紙)　☐ その他（　）
	媒　体	☐ MO　☐ CD-R　☐ クラウド　☑ その他（電子メール）
	ファイル形式	☐ PDF(推奨)　☑ テキストファイル → ソフト名: ☑ ワード　☑ エクセル　☐ その他（　）
	入　稿	☐ 完全データ入稿(データをそのまま印刷) ☑ データ入稿(印刷用に調整あり) ☐ 基本データ入稿(版下の制作あり)
	※データによる原稿の場合は、PDF(推奨)又はテキストファイルで提出し、テキストファイルの場合は、ソフト名(ワード等)を明記すること。また、内容確認のため、一部出力したものを提出すること。 ※依頼時に原稿等を添付できない場合は、引渡日を記入すること。	
8 校　正	☑ 本紙校正　1回　☑ 簡易校正　1回	
9 納　品	納　期	令和　7　年　5　月　30　日（金）
	納入場所	国民健康保険課
	梱包・配送	☐ 指定なし　☑ 指定あり（一締め500部ずつ包装してください。）

※ 紙質は、原則として再生紙を利用し、古紙パルプ配合率の高いものを使用してください。

知っていますか？

国民健康保険税

所沢市国民健康保険課

令和６年度版

「国保」… 国民健康保険　　「保険税」… 国民健康保険税

1 保険税とは

わたしたちは、普段は健康であっても、いつ、どこで病気になったりケガをしたりするかわかりません。

国保は、皆さんが保険税を出し合い、いざというときに備えて助け合うという「相互扶助」を目的とし、皆さんの健康を守っていく大切な制度です。

皆さんに納めていただく保険税は、国保加入者の医療給付や健康を支える保健事業などの費用にあてられ、国保を運営するための重要な財源となります。

2 保険税は世帯主が納めます

国保では、世帯主の方が納税義務者となり、その世帯内の被保険者全員分の保険税をまとめて納付することになっています。世帯主の方が国保の被保険者でなく、後期高齢者医療制度や職場の健康保険の加入者の場合であっても同様に保険税を納める納税義務者となりますが、その場合は保険税の計算には含まれません。

3 保険税の納め方

原則として、毎年７月に世帯主の方あてに納税通知書をお送りします。保険税の納め方には、普通徴収と特別徴収の２通りの方法があります。

- **普通徴収**・・・金融機関・コンビニエンスストア等で納付書により、又は口座振替により納付する方法です。
- **特別徴収**・・・受給している老齢基礎年金等から差し引く方法です。
  下記の要件すべてに該当する世帯主の方は、特別徴収になります。

【特別徴収の対象となる要件】

① 世帯主が、国保の被保険者であること
② 世帯内の国保の被保険者全員が、65 歳から 74 歳までの方であること
③ 特別徴収の対象となる老齢基礎年金等の年額が 18 万円以上であること
④ 保険税と介護保険料の合計額が、特別徴収の対象となる年金額の２分の１を超えないこと

※上記の要件に１つでも該当しない場合は、普通徴収となります。
※世帯主以外の方の年金からは、特別徴収は行われません。
※世帯主が年度内に後期高齢者医療制度に移行する場合、その年度から普通徴収となります。

4 保険税は納期内に納めましょう

【普通徴収】

普通徴収の納期は、下の図のように年８回となっています。

納期ごとの金額は１年間（４月～翌年３月）の金額を８回に分けたものであり、当該納期の金額が当月分ということではありません。

			普通徴収								
			１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	
４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月

【特別徴収】

特別徴収の場合、対象となる年金から、４月、６月、８月、10 月、12 月、翌年２月の６回で保険税が差し引かれます。

特別徴収		特別徴収		特別徴収		特別徴収		特別徴収		特別徴収	
１回目		２回目		３回目		４回目		５回目		６回目	
４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月

ただし、新たに特別徴収の対象者となる方については、７月、８月、９月の３回分は普通徴収となり、特別徴収は、10 月、12 月、翌年２月の３回となります。

納期ごとの金額は１年間（４月～翌年３月）の金額を６回に分けたものであり、当該納期の金額が当月分ということではありません。

※納期限までに納付がない場合は、延滞金が加算されます。

5 保険税の税率等

＊保険税の税率等（令和６年度分以後適用）は、以下のとおりとなっております。

税　率　等	所得割税率	資産割税率	均等割額	平等割額	賦課限度額	対象になる方
医療給付費分	7.2%	15.0%	14,300円	16,000円	650,000円	国保加入者全員
後期高齢者支援金等分	2.6%		11,000円		220,000円	国保加入者全員
介護納付金分	1.5%		11,000円		170,000円	40 歳から 64 歳までの国保加入者

6 保険税の計算方法

※保険税は毎年4月から翌年3月までを1年間（年度）として計算します。

◎医療給付費分

＊①所得割額～③均等割額は国保加入者全員について計算し、合計してください。

①所得割額	＝	〔前年の総所得金額等 － 基礎控除 43 万円〕	× 7.2%
②資産割額	＝	当該年度の固定資産税額（土地・家屋に係る税額） ※都市計画税は含まれません。	× 15%
③均等割額	＝	加入者 1 人につき 14,300 円	
④平等割額	＝	1 世帯につき 16,000 円	

①＋②＋③＋④ ＝ 医療給付費分 ……（A） ※ 100 円未満切捨て

＊このように計算した医療給付費分が限度額（65 万円）を超えているときは、医療給付費分は 65 万円となります。

◎後期高齢者支援金等分

＊国保加入者全員について計算し、合計してください。

①所得割額	＝	〔前年の総所得金額等 － 基礎控除 43 万円〕	× 2.6%
②均等割額	＝	加入者 1 人につき 11,000 円	

①＋② ＝ 後期高齢者支援金等分 ……（B） ※ 100 円未満切捨て

＊このように計算した後期高齢者支援金等分が限度額（22 万円）を超えているときは、後期高齢者支援金等分は 22 万円となります。

◎介護納付金分

＊介護第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳までの方）全員について計算し、合計してください。

①所得割額	＝	〔前年の総所得金額等 － 基礎控除 43 万円〕	× 1.5%
②均等割額	＝	加入者 1 人につき 11,000 円	

①＋② ＝ 介護納付金分……（C） ※ 100 円未満切捨て

＊このように計算した介護納付金分が限度額（17 万円）を超えているときは、介護納付金分は 17 万円となります。

（A）＋（B）＋（C）＝ 国民健康保険税

◎前年の総所得金額等とは…
前年の１月から１２月までの給与所得、公的年金等に係る所得、土地等の分離譲渡所得などの各種所得の合計額をいいます。
※退職所得については、総所得金額等には含まれません。
※遺族年金・障害年金・雇用保険の失業等給付などの非課税所得については、総所得金額等には含まれません。
※特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得については、原則として総所得金額等には含まれません。
ただし、確定申告や市・県民税の申告をした場合には、総所得金額等に含まれることになります。

7 保険税の軽減措置

（1）非自発的失業者の軽減措置（申請が必要です）

会社都合などの非自発的な理由により失業された方のうち、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などにより離職した者）及び特定理由離職者（雇い止めなどにより離職した者）として求職者給付（基本手当等）を受ける方は、国民健康保険税の軽減措置を受けることができます。

下記の軽減対象者には、離職の翌日から翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30（7割減額）とみなして、国民健康保険税の計算を行います。軽減措置を受けるには申請が必要となりますので、下記の必要書類をご用意のうえ、市役所国民健康保険課の窓口で手続きを行ってください。

※ 所沢市各まちづくりセンター（旧出張所）では、手続きできません。

● 軽減対象者

雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」として求職者給付（基本手当等）を受ける方
・特定受給資格者（離職理由コードが11、12、21、22、31、32のいずれかに該当する方）
・特定理由離職者（離職理由コードが23、33、34のいずれかに該当する方）
(注)上記の離職理由コードであっても、離職時に65歳以上の高年齢受給資格者及び短期雇用の特例受給資格者は対象外です。

※ 離職理由コードは、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される雇用保険受給資格者証に記載があります。

※ 高年齢受給資格者は、雇用保険受給資格者証の右上に高のマーク、または上部に緑色のラインがあり、特例受給資格者は右上に特のマーク、または上部に橙色のラインがありますので、これらの表記がある場合は対象外です。

● 必要書類

下記の必要書類とともに、窓口に来られる方・手続きが必要な方全員分の個人番号がわかるものをご持参ください。

既に国民健康保険に加入中の方	※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、国民健康保険被保険者証
これから国民健康保険に加入する方	※雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、健康保険資格喪失証明書（雇用保険受給資格者証に記載の離職日以降、任意継続や他の健康保険に加入していた場合）

※ マイナンバー制度による情報連携の開始に伴い雇用保険受給資格者証の写しの添付は省略出来ることとなりました。ただし、マイナンバーによる情報連携が出来ない場合には、雇用保険受給資格者証の提出をお願いすることがあります。

● 軽減適用期間 … 離職の翌日から翌年度末までの間

● 申請期限 … 軽減の対象となる年度の第1期納期限の翌日から5年までの間

※病気等の理由により失業保険の受給期間の延長を申請したため、雇用保険受給資格者証が交付されない場合には離職理由コードが確認できないことから、その時点では軽減の対象とはなりません。しかし、その後、雇用保険受給資格者証が交付された場合には、申請期限内に申請手続きをすれば、過去の年度に遡って軽減が適用されます。

（2）後期高齢者医療制度移行に伴う軽減措置（申請の必要はありません）

1 所得が低い世帯に対する軽減措置について

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより世帯の国民健康保険被保険者数が減少しても、世帯構成や収入額が変わらなければ、従前と同様に低所得者世帯の軽減措置を受けることができます。

2 平等割額の軽減措置について

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の被保険者が1人となる場合、5年間、平等割額が半額となります。また、その後3年間は、平等割額の4分の1が減額となります。

3 旧被扶養者に係る軽減措置について

被用者保険（協会けんぽ、健保組合等）から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者（65歳から74歳までの方）から国民健康保険の被保険者になった方（旧被扶養者といいます）について、以下の軽減措置を受けることができます。

（1） 所得割・資産割については、所得、資産にかかわらず課税されません。
（2） 均等割額が半額となります（2年間）。
（3） 旧被扶養者のみで構成される世帯については、平等割額が半額となります（2年間）。

ただし、（2）について、7割または5割軽減に該当する世帯には適用されません。
（3）について、7割または5割軽減に該当する世帯及び平等割額がすでに半額となっている世帯には適用されません。

（3）低所得者世帯の軽減措置（申請の必要はありません）

前年の世帯の所得（軽減判定所得（注1））が以下の表の基準額以下である場合には、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。この軽減措置を受けるための申請は必要ありませんが、世帯の中に所得の申告がされていない方がいる場合には軽減が適用されませんので、所得の有無にかかわらず毎年住民税等の申告をしてください。

基準額	軽減割合
43万円＋10万円×（年金・給与所得者の数－1）	7割
43万円＋(29.5万円×国保加入者数(注2))＋10万円×(年金･給与所得者の数－1)	5割
43万円＋(54.5万円×国保加入者数(注2))＋10万円×(年金･給与所得者の数－1)	2割

（注1）　軽減判定所得は、国保加入者のほか、擬制世帯主（他の健康保険に加入している世帯主）及び特定同一世帯所属者（国保から後期高齢者医療制度に移行し継続して同一世帯に属する方）を含めた前年中の総所得金額等の合計額となります。なお、軽減判定所得の算定における総所得金額等につきましては以下の点にご注意ください。

- 令和6年1月1日時点において65歳以上の方で公的年金等収入がある場合、公的年金等控除に加えて最高15万円が控除されます。
- 土地等の譲渡所得の特別控除は認められません。
- 専従者控除は認められません。専従者への支払額はそのまま事業主の所得となります。

（注2）　表中の国保加入者数には、擬制世帯主は含まず、特定同一世帯所属者は含みます。

（注3）　表中の下線部は、年金・給与所得者が2人以上の世帯のみ適用となります。

（4）未就学児に係る均等割額の軽減措置（申請の必要はありません）

未就学児の均等割額が半額に減額されます。

※未就学児が低所得者世帯に属する場合には、低所得者世帯の軽減措置を適用した後の金額から半額が減額されます。

（5）産前産後に係る所得割・均等割額の軽減措置（原則として申請の必要はありません）

出産被保険者の所得割・均等割額が一定期間減額されます。

※出産育児一時金の申請情報を基に職権適用します。

8 保険税についての注意点

1）年度の途中で資格を取得した、又は喪失した場合の保険税

年度途中での他の市区町村からの転入や、職場の健康保険をやめるなどにより国保の資格を取得した場合、資格を取得した月から翌年3月までの保険税を月割で計算します。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{資格を取得した月から翌年3月までの月数}}{\text{12か月}}$$

年度途中での他の市区町村への転出や、職場の健康保険に加入するなどして国保の資格を喪失した場合、4月または資格を取得した月から、資格を喪失した月の前月までの保険税を月割で計算します。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{4月（資格を取得した月）から喪失した月の前月までの月数}}{\text{12か月}}$$

＊ 国保加入の届出が遅れても、資格が発生した月にさかのぼって計算した保険税を納めていただくことになります。

【例】1月に他の市区町村からの転入や、職場の健康保険をやめたことにより所沢市の国保への加入資格が発生した方が4月に届出をした場合には、保険税は資格を取得した1月分からの計算になります。

2）年度の途中で世帯主が変わった場合

保険税の納税義務者は世帯主であるため、世帯主が変わった場合には、納税義務者が旧世帯主から新世帯主に変更されます。

旧世帯主にかかる税額

$$\text{年税額} \times \frac{\text{4月（資格を取得した月）から世帯主が変わった月の前月までの月数}}{\text{12か月}}$$

新世帯主にかかる税額

$$\text{年税額} \times \frac{\text{世帯主が変わった月から翌年3月までの月数}}{\text{12か月}}$$

3）保険税を計算するための要件が変わった場合

一度納税通知書をお送りした後に、保険税を計算した際の要件に変更が生じた場合、保険税を再計算します。税額が変わる場合には、届出があった月、または、前年中の総所得金額等の変更が確認できた月の翌月以降に更正通知書をお送りします。

【保険税を再計算する場合の例】

○転入・転出・転居・社会保険加入・離脱等により加入者数の増減があったとき

○前年中の総所得金額等が変更となった（確認できた）とき

＊ 更正された時点で、すでに納めていただいた額が更正後の金額を超えている場合には、後日還付・充当に係る通知書をお送りし、差額分の還付または未納の税額への充当のご案内をします。

● 届出月と普通徴収の納期の関係（当該年度分）

届出月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
通知が届く月	7月	7月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	4月	4月
納める納期	1～8期	1～8期	1～8期	2～8期	3～8期	4～8期	5～8期	6～8期	7～8期	8期	翌年度 1期	翌年度 1期

※ 4月以降の届出で、3月以前にさかのぼって資格を取得した場合、3月以前の保険税は4月からの保険税とは別に計算します。
納税通知書は、年度ごとに分けてお送りすることになります。

9 国民健康保険と介護保険制度

40 歳から 64 歳までの方（介護第２号被保険者）で、国民健康保険に加入している方の介護納付金分は、国民健康保険の医療給付費分、後期高齢者支援金等分と合わせて納めていただきます。

40 歳未満の被保険者	介護第２号被保険者 ● 40 歳から 64 歳までの方●	介護第１号被保険者 ● 65 歳以上の方●
医療給付費分、後期高齢者支援金等分を国民健康保険税として納めます。	医療給付費分、後期高齢者支援金等分と介護納付金分を合わせて国民健康保険税として納めます。	医療給付費分、後期高齢者支援金等分を国民健康保険税として納めます。介護保険料は保険税と別に納めます。

保険税 Q&A

Q 世帯主に 4,000,000 円の給与収入があり、被保険者 (世帯主 45 歳、妻 43 歳、子 15 歳、子 12 歳) の 4 人世帯で固定資産税額 60,000 円の場合、家族の保険税はどのように計算されるのですか？

A

（給与収入）⇒（給与所得）－（基礎控除）
4,000,000円 ⇒2,760,000円－430,000円
＝2,330,000円

1 医療給付費分
①所得割額　2,330,000円×7.2%＝167,760円
②資産割額　60,000円×15%＝9,000円
③均等割額　14,300円×4人＝57,200円
④平等割額　16,000円（1世帯）＝16,000円
①＋②＋③＋④＝（医療給付費分）
167,760円＋9,000円＋57,200円＋16,000円
≒249,900円
（年税額については100円未満切り捨て）

2 後期高齢者支援金等分
①所得割額　2,330,000円×2.6%＝60,580円
②均等割額　11,000円×4人＝44,000円
①＋② ＝（後期高齢者支援金等分）
60,580円＋44,000円≒104,500円
（年税額については100円未満切り捨て）

3 介護納付金分
①所得割額　2,330,000円×1.5%＝34,950円
②均等割額　11,000円×2人＝22,000円
①＋② ＝（介護納付金分）
34,950円＋22,000円≒56,900円
（年税額については100円未満切り捨て）

（医療給付費分）＋（後期高齢者支援金等分）
＋（介護納付金分）＝（国民健康保険税）
249,900 円+104,500円＋56,900円＝411,300円

Q ９月中に会社の保険に切り替わり国保をやめることになりました。保険税はどのように計算されるのですか？

A

資格を喪失する月の前月までの分を月割で計算します。
９月に国保を喪失する場合は、８月までの保険税が計算されます。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{5か月分（4月から8月まで）}}{\text{12か月}}$$

Q 年度途中で 40 歳になる人の保険税（介護納付金分）は、どうなるのですか？

A

年度途中で 40 歳になる方は、40 歳の誕生月（1 日が誕生日の人はその前月）から介護納付金分を合わせた保険税を納めていただくことになります。

Q 年度途中で 65 歳になる人の保険税（介護納付金分）は、どうなるのですか？

A

年度途中で 65 歳になる方の保険税は、７月に納税通知書をお送りする際に、誕生月の前月（１日が誕生日の人はその前々月）までを月割で計算した介護納付金分と１年分の医療給付費分及び後期高齢者支援金等分を合わせた金額になります。

Q 年度途中で75歳になる人の保険税は、どうなるのですか？

A 年度途中で75歳になる方の保険税は、7月に納税通知書をお送りする際に、誕生月の前月までの分を月割で計算します。

Q 保険税はどこで納めれば良いのですか？

A 納税通知書に同封されている納付書をお持ちになって、取扱金融機関やコンビニエンスストア、または並木まちづくりセンターを除く所沢市各まちづくりセンターにて納めてください。

また、ペイジー納付サービスや地方税お支払サイト、スマートフォンのアプリ（モバレジ・LINE Pay・Pay Pay・J-coin Pay・auPAY・d払い）を利用したキャッシュレス決済での納付も可能です。

詳しくは、所沢市ホームページで［所沢市キャッシュレス］と検索してください。

Q 保険税を納めるのに、口座振替を利用できますか？

A 預（貯）金通帳・お届け印・納税通知書をお持ちの上、預（貯）金口座のある市内の取扱金融機関にお申込みください。また、郵送でのお申込みを希望の場合には、収税課へご連絡ください。なお、収税課、国民健康保険課では、キャッシュカードで簡単に申込みができます。

詳しくは市役所2階収税課
（電話04－2998－9073）へお問合せください。

Q 保険税は所得税及び個人住民税の社会保険料控除になりますか？

A 社会保険料控除を受けることができます。
対象となるのは、当該年度の第1期から第8期分の保険税額ではなく、その年の1月から12月までに実際に納めていただいた金額です。

なお、口座振替により納付していただいている場合は、その口座名義人の方、特別徴収により納付いただいている場合は、その年金を受給している方が社会保険料控除として申告できます。

Q 保険税を納められないときはどうすればよいのですか？

A 納期限までに保険税を納めることが難しい場合には、未納のままにせず、お早めに市役所2階収税課
（電話04－2998－9073）へご相談ください。

また、災害にあったなどの特別な事情がある場合には、保険税の減免が認められる場合があります。減免制度については、市役所1階国民健康保険課
（電話04－2998－9131）へお問合せください。

Q 保険税を特別な事情もなく滞納するとどうなりますか？

A 次のような措置がとられる場合があります。

1 督促・催告を受けたり、延滞金が加算されます。
2 被保険者証の有効期間が短くなります。
（短期被保険者証の交付）
3 被保険者証を返還していただき、代わりに被保険者資格証明書が交付されます。
（医療費はいったん全額自己負担となります）
4 国保の給付の一部または全部を差し止められる場合があります。

●そのほかに、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

国保マスコット　健康まもるくん

こんなときは、早めに届出をしてください

届出の遅れはトラブルのもと
加入の届出が遅れると　遅れた分の保険税を遡って納めることになります。
また、脱退の届出が遅れると新たに加入した健康保険と国保、両方の保険に加入している状態になります。

全ての届出に共通して必要なもの※1		
・窓口に来られる方の身分証明書※2　・個人番号（マイナンバー）がわかるもの		
	届出が必要なとき	それぞれの届出に必要なもの
加入	他の市町村より転入してきたとき	
加入	職場の健康保険をぬけたとき 職場の健康保険の扶養からはずれたとき	資格喪失証明書等
加入	子どもが生まれたとき	
加入	任意継続の保険が満了するとき	資格喪失証明書もしくは加入者全員の任意継続被保険者証（資格喪失予定日や有効期限の記載のあるもの）
脱退	他の市町村へ転出するとき	国保の保険証※3
脱退	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の扶養家族になったとき	・職場の保険証 ・国保の保険証※3
脱退	国保の被保険者が死亡したとき	国保の保険証※3
その他	住所、氏名が変わったとき	国保の保険証※3
その他	世帯、世帯主が変わったとき	国保の保険証※3
その他	保険証をなくしたり、汚れたりして使えなくなったとき	お持ちの場合は、使えなくなった国保の保険証
その他	修学のため他の市町村に転出するとき※4	・国保の保険証 ・在学証明書または学生証

※1 手続きの際には、窓口に来られる方・世帯主・手続きが必要な方全員分の個人番号がわかるものをご持参ください。
また、窓口に来られる方の本人確認ができる官公署発行の身分証明書（運転免許証・パスポート等）もあわせてご持参ください。
※2 届出人が別世帯の方の場合や、顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、保険証は簡易書留郵便での郵送となります。
※3 国民健康保険の脱退、その他の届出の際には、届出の必要な方全員分の保険証をご持参ください。
※4 修学のため他の市町村に転出するときの届出は、市役所１階（低層棟）国民健康保険課の窓口のみでの取り扱いとなります。

届出先　市役所１階（低層棟）国民健康保険課の窓口、または所沢市各まちづくりセンター（旧出張所）
（所沢駅サービスコーナー、狭山ヶ丘コミュニティセンター、小手指公民館分館、並木まちづくりセンターでは取り扱いできません）

お問い合わせ先　所沢市役所　国民健康保険課　04-2998-9131